

南砺市ネーミングライツ・パートナー募集要項

令和7年5月 南砺市

1 概要

本事業は、市の新たな財源の確保、地域経済の活性化のために、市の資産の命名権を広告媒体として活用するものです。市と契約し命名権を取得した広告主（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）は、命名権料の対価として、施設に法人名、商品名等を冠した愛称を付与することができます。

ネーミングライツによって付与された名称は、一般的な愛称として広く使用します。条例で定める施設名は変更しません。市は、契約期間中は愛称を使用することを基本としますが、必要に応じて愛称と条例上の施設名を併記する、市議会等で条例上の施設名の使用する等の対応をすることがあります。

2 募集提案の対象

ネーミングライツ・パートナー募集施設は下記のとおりです。

表1 ネーミングライツ・パートナー募集施設一覧

対象施設	所在地	年額命名権料額 参考価格（円）
城端伝統芸能会館	南砺市城端 1046	500,000
平若者センター「春光荘」	南砺市下梨 2271	500,000
井波総合文化センター	南砺市山見 1400	500,000
福野文化創造センター	南砺市やかた 100	500,000
福光美術館	南砺市法林寺 2010	500,000
棟方志功記念館愛染苑	南砺市福光 1026-4	500,000
松村記念会館	南砺市福光 5260	500,000
城端東部体育館	南砺市理休 429	500,000
井波社会体育館	南砺市井波 700-110	500,000
福野体育館	南砺市寺家 321-1	500,000
福光体育館	南砺市福光 616	500,000
いなみ木彫りの里テニスコート	南砺市北川 767	500,000
城南スタジアム	南砺市泉沢 720	500,000
福光総合運動公園（福光プール）	南砺市法林寺 2051	500,000
旅川グラウンド	南砺市院林 82-3	500,000
城南屋内グラウンド	南砺市城端字吉兵衛島 310	500,000
福光総合運動公園（屋内グラウンド）	南砺市法林寺字松ノ谷 1-2	500,000

たいらスキー場クロスカントリー場	南砺市小来栖	1,000,000
五箇山合掌の里	南砺市菅沼 855	2,000,000

上記以外の施設や、施設内のホール名、スキー場のコース名等の提案も受付けます。

3 愛称の付与の範囲

- (1) 施設の名称に、法人名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用します。
- (2) 募集する名称は施設の愛称であることから、条例上の名称の改正は行いません。
- (3) 決定された愛称については、速やかに利用団体等の関係機関に周知・PRを図るものとしませんが、利用団体等の印刷物の作成等の関係で、契約期間当初から愛称が完全に反映されない場合があります。なお、表示変更が完了していない場合であっても、契約期間及び命名権料は、変更しません。
- (4) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできません。また、愛称が定着するまで、条例上の名称を併記させていただくことがあります。

4 費用負担

表2 ネーミングライツ事業の費用分担表

区分	費用負担	
	市	ネーミングライツ・パートナー
看板等の表示変更		○
契約期間終了後の原状回復		○
契約保証金		○※契約満了後返還します。
パンフレット、封筒等の印刷物や本市ホームページの表示変更	○	

- ・命名権料のほかに別途ご負担いただきます。
- ・施設敷地外の看板、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、可能なものについて変更します。新規看板等の設置については、設置の可否も含めて市や関係機関との協議により決定します。
- ・市で発行している印刷物については、残部数や改訂時期等を勘案し、協議の上、変更時期を決定します。
- ・契約保証金として、命名権料とは別に年額命名権料額相当額を納めていただきます。契約保証金は期間満了後、看板の原状回復等の契約に定める義務を履行したときに返還いたします。契約保証金には利息を付さないものとします。

5 募集期間

令和7年5月9日（金）14時から令和7年6月20日（金）17時まで

6 契約期間

概ね3年から7年までの範囲で、複数年の契約を基本とします。協議の上、更新は可能です。

7 導入までの流れ

- (1) 申請書類提出
- (2) 書類審査
- (3) 南砺市広告審査委員会による審査（優先交渉権者の選定）
- (4) 優先交渉権者との協議
- (5) 契約の締結
- (6) 看板等の表示変更など導入準備
- (7) 市議会への報告
- (8) 市民への周知
- (9) 愛称の使用開始

8 選定方法

南砺市広告審査委員会において、次に掲げる項目によってネーミングライツ・パートナーとして適正か総合的に審査し、優先交渉権者を選定します。委員ごとに審査点の合計点の最も多い提案者から順位を付し、第1位を最も多くの委員から得た申請者を優先交渉権者に選定します。ただし、審査項目のいずれかについて、複数の委員から不十分の評価を得た提案者は採用者としません。

申請者が1者の場合は、審査項目について、複数の委員から不十分の評価を得なかった場合に限り、優先交渉権者を選定します。

審査項目（審査基準参照）

- (1) 命名権料（30点）
- (2) 契約期間（20点）
- (3) 愛称（30点）
- (4) 地域活性化（20点）

市は、優先交渉権者との最終調整を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

9 審査基準

No.	審査項目	審査点
1	命名権料 他自治体の類似施設の事例や利用者数等を勘案し、採点します。	30
2	契約期間 提案された契約期間により採点します。7年間を優良評価とします。	20
3	愛称 市民にとって親しみやすいか、施設の設置目的やイメージと整合しているかを勘案し、採点します。	30
4	地域貢献 社会貢献の実績、市内事業所等の有無、事業報告書等による経営の安定性により採点します。	20

(審査点)

審査点	点数配分				
	優良	良好	普通	やや不十分	不十分
30点	30	23	15	8	2
20点	20	15	10	5	1

備考 複数の申請があった場合、命名権料の審査点は最高提案価格の申請者を30点とし、2位以下の配点は1点+ (当該提案者の提案価格/最高提案価格) × 29点 (小数点以下切上げ) とする。

1 0 応募資格

ネーミングライツ・パートナーは、次に掲げる条件のいずれにも該当しない法人とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- (2) 市に納付すべき市税、料金等を滞納している者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による更正又は再生手続をしている者
- (4) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある者
- (5) 公序良俗に反する事業を行う者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者
- (7) 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する者
- (8) その他ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと市長が認める者

1 1 命名条件

ネーミングライツにより新たに命名される愛称は、市民や施設利用者の理解が受け入れられやすいものとし、次に掲げるものは、申請を認めません。また、契約期間内の名称の変更は認めません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 広告内容を市が推奨している誤解を招くおそれのあるもの
- (9) 誇大、虚偽その他事実を誤認させるおそれのあるもの
- (10) 施設の所在、機能が伝わらないもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、愛称として不適當であると市長が認めるもの

1 2 提案手続

(1) 提案方法

提出書類をメール又は郵送するか、持参してください。

- (2) 提出部数 各 1 部
- (3) 提出書類

- ア ネーミングライツ申請書（広告掲載申込書） 様式第1号
 - イ 市区町村税完納証明書
 - ウ 法人パンフレット等
 - エ 定款又はそれに準ずるもの
 - オ 登記事項証明書
 - カ 申込日の属する事業年度の直前3事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
- (4) 申込期間 令和7年6月20日（金）17時まで

1.3 その他

本要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

事務局（問合せ先）

〒939-1692 南砺市荒木 1550 番地

南砺市 総務部 行革・施設管理課（南砺市役所4階）

TEL：0763-23-2051 mail：gyoukaku@city.nanto.lg.jp